

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要（変更）

令和6年6月30日
横 手 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地 域	重点区域との重複の有無		
		○		横手市 富沢集落先 ほか	無	R2～R6年度	農事組合法人 きずな
		○		横手市 樽見内集落先 ほか	無	R2～R6年度	農事組合法人 樽見内営農組合
		○		横手市 下村集落先 ほか	無	R2～R6年度	農事組合法人 下村営農組合
		○		横手市大雄 上田村東地先	無	R5～R9年度	農事組合法人 新東北AGRAS
		○		横手市旭地区 ほか	無	R5～R9年度	農事組合法人 塚堀農事生産組合